

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第18回 / 家裁第19回)

1 開催日時

平成24年12月20日(木)午後2時から午後5時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 伊藤 納(委員長), 印南百合子, 久保田浩史, 近藤久美子,
末永睦男, 豎山博之, 原 清一, 松尾千歳, 水上嘉寛

(家裁委員) 有村青子, 伊藤 納(委員長), 上原大祐, 川島葉留美, 永井裕之,
東 和沖, 福本政志, 増田 博, 八島 健

(五十音順)

(説明者) 大島淳司民事部総括裁判官, 渡邊英夫名瀬支部長,
藤川朋子次席家庭裁判所調査官, 右田敏民事次席書記官

4 議事

(1) 自己紹介

(2) 議事

別紙のとおり

(委員長, 委員, 説明者)

(4) 次回期日

平成25年5月16日(木)午後1時30分から午後5時00分まで

(5) 次回テーマ

未定

(別紙)

前回の地裁委員会のテーマ「保護命令手続」についての追加の意見交換

これより議事を始めさせていただきます。

前回の地裁委員会では「保護命令手続」について、家裁委員会では「面会交流」について、それぞれをテーマに取り上げて、御意見をいただきました。その際、保護命令に関して、職場の職員が保護命令の当事者になった場合に、職場としてどのように関与してあげたらよいかということが課題となるとの御指摘があり、そのため裁判所がどのように関わるができるのかという御質問がありました。そこで、まず、この点について御説明します。

保護命令を申し立てた方とその方の職場と裁判所との間で情報の共有ができないかという御質問でした。裁判所の方でも検討しましたが、保護命令に関する情報は、保護命令の申立てを行った申立人のプライバシーの核心に関わるものであり、また、裁判所の方から職場に情報提供を行う法的根拠もないところから、やはり、申立人本人から職場の方に、保護命令の手続を取って、保護命令が出されたこと等を説明していただくことが通常の在り方であり、裁判所が関わることは難しいと考えます。ただし、相手方が申立人の職場に押しかけるおそれがあるなどの将来被害が予測される事案については、申立人に対して、職場に情報提供をした方がよいという助言を行っています。

保護命令の申立てを行った申立人の子供が通っている保育所や学校等でも同様の取扱いになりますか。

申立人の子供が通っている保育所や学校等についても同様の取扱いになると思います。

前回の家裁委員会のテーマ「面会交流」についての追加の意見交換

続きまして、前回の家裁委員会での「面会交流」について、何か御質問はありませんか。

私が以前受任した事件で、まだ離婚までには至っていない状態で、夫婦が別居していて、5歳か6歳ぐらいの子供が父親に引き取られていたところ、父方の祖母が子供に対

し、母親のことを嫌うように悪く教え込んだ結果、父母が別居して5、6か月間は、子供は母親と円滑に会えていましたが、その後母親に対して拒絶反応を示し始めました。そのことについて、担当した裁判官及び調停委員は、子供が嫌がっているならば仕方がないのではないかというような対応でしたが、それまで母親になついていた子供がどうして嫌がるようになったのかその原因をよく調査しないまま、結論を出しているように感じました。問題があるところをきちんと検討すべきで、例えば、祖母の言動がきっかけであれば、子供から祖母を引き離すようなことをしてもらえたらと思いましたが、いかがなものでしょうか。

ここで個別の事案について意見を言うことはできませんが、一般的な事案として、子供の状況をどのようにして客観的に把握すべきか、子供が言葉として好きとか嫌いとか言ったとしても、年齢にもよりますし、真意であるか、誰かの影響であるかということなどいろいろな要因があります。子供の幸せについて考えて事件を解決するとき、どのような配慮が必要かということもきちんと検討することができるような態勢でありたいと考えていますが、そのような御指摘でしょうか。

そうです。

家事事件手続法が来年1月から施行されますが、夫婦の離婚等を扱うときには子供のことをしっかり考えること、考えるだけでなく科学的にも子供の発達段階に応じて検討することとなっています。その点について、藤川次席家庭裁判所調査官から説明いたします。

配布資料の「面会交流のしおり」にも記載されているとおり、民法766条が改正され、面会交流や養育費などについては、子の利益を最も優先して定めなければならないということになりました。さらに、来年1月から施行される家事事件手続法の中では、子の意思の把握に努めて審理を進めることになっています。これらの改正等を受けて、家庭裁判所でもいろいろと準備を進めているところです。これまで、家庭裁判所では、特に離婚調停事件において、当事者から面会交流について積極的に触れられなければ、家庭裁判所からもあえて面会交流のことについては触れていなかったところですが、こ

れからは、積極的に家庭裁判所が関わっていくことになりました。調停手続の初回から、別居している子供との面会交流はどうなっているかと触れていくようになります。そのために、「面会交流のしおり」を当事者に配布したり、面会交流に関するDVDを当事者に見ていただいて、面会交流は子供の利益のためにするものだという面会交流の目的をきちんと理解していただくとしています。調停手続において、子供の状況や理解等について当事者の言い分に食い違いがあり難しい場合に、家庭裁判所調査官が関わることにより、当事者からの影響がないような場所で、子供と面接し、子供の年齢や個性に応じた発達状況や理解の程度を踏まえて、子供の意思や子供の状況が子の福祉にかなったものであるかなどを検討して、面会交流の問題を考えていくことにしています。

子の利益というのは、現在のことを考えるのか、将来的なことを考えるのか、いつごろを基準として考えているのですか。

将来も含めてと言うべきかと思います。例えば、子供が小さくて離れて暮らしている親にしばらく会っていない場合、離れて暮らしている親に会わせたりすると子供が不安定な状況になるということがあり、家庭裁判所の児童室で面会交流の試行を行っても、小さい子供でもそれなりの反応が出てきます。しかし、離れて暮らしている親に会うとしばらくは動揺したりすることもあるかもしれませんが、離れて暮らしている親と会うことが普通になっていけば、落ち着いていくこともあります。そのようなことも視野に入れて、将来的にどうなのかということを考えていくことになります。

家庭裁判所調査官の調査とはどういったものなのですか。当事者からの影響がないような場所を設定して事情聴取をするとしても、その場から離れたところで当事者は待っているのです、影響があることは明らかだと思います。先ほどの例で言えば、どうして子供が親を嫌うようになったのか、その原因に祖母の存在があるのであれば、祖母を子供から引き離すような説得を父親にするというように深く掘り下げて調査をする必要があると思います。

家庭裁判所調査官の調査について、その事例であれば、なぜ子供が嫌うようになったのか、祖母からの影響かということを考えて調査することになるかと思います。ただし、

基本的に家族の生活を考えたときに、同居している家族の影響を精神的に遮断することは難しい面があるかと思います。子供の意向や心情が変わったのであれば、その原因について考えていくことになります。

家庭裁判所調査官の調査だけでなく、調停委員会全体がどのように見るかということとは、当事者にとっては気になる場所であるかと思います。家事事件手続法が施行される来年の1月からは、さらに重点をおいて手続を進めていくことになります。

今回の地家裁委員会のテーマ「より利用しやすい裁判所に向けた方策等」についての意見交換

続きまして、本日のテーマについての意見交換に入らせていただきます。

委員の方々から御意見をいただいた中から、離島における裁判所の実情等を報告させていただいた上で、「より利用しやすい裁判所に向けた方策等について」を地家裁委員会の合同テーマとして、離島の裁判所を舞台に御意見をいただきたいと思っております。

鹿児島県内には16か所の裁判所があり、このうち、離島に所在する裁判所が5か所あります。

本日は、鹿児島地方・家庭裁判所名瀬支部の渡邊支部長から、奄美群島を中心とした離島における裁判所の実情などを報告させていただきまして、引き続き、離島や交通不便地をはじめとした、鹿児島の裁判所として、利用しやすい裁判所を目指すために、どういった視点が必要か、どのような工夫や取組が考えられるか、といった点などについて御意見をいただきたいと思っております。

まず最初に、「より利用しやすい裁判所を目指して」と題して、離島の裁判所からのレポートを名瀬支部渡邊支部長からさせていただきます。

渡邊支部長

「より利用しやすい裁判所を目指して」について

(以上、概要を説明)

これまでの説明に関する御意見、又は御感想でも構いませんし、御質問も含めて御発

言いたきたいと思います。離島に限らず鹿児島全体のこととして、一般的に裁判所の利用を阻害しているものは何だろうかということ、それを解決するためにはどうしたらよいかということについて御意見をいただきたいと思います。

離島の取組というのは、全国にも適用できると思います。例えば、障害者向けにバリアフリーにすると、一般の人にとっても利用しやすくなることと同じと考えます。また、離島には地理的なバリアもありますが、心理的なバリアもあるかと思います。一方で、役場の存在も大きいのではないかと思います。県庁所在地にある大きな自治体とそうではない小さな自治体でも違いがあると思います。コミュニティFMに着目されたことはすごく先進的だと思いました。

インターネットを利用するという話が出ていましたが、地元意識が強いということであれば、オリジナルのサイトを作成してよいか裁判所の制約もあるかと思いますが、最高裁のホームページではなく、名瀬支部独自のホームページ等を作成するとより身近な印象を持つことができるのではないかと思います。それにしても名瀬支部の積極的な広報活動に感心しました。

島民の方々の意識としては本土の人と一緒にすることが重要な意識となっています。そこで、鹿児島家裁のホームページを利用して、鹿児島ではこのような申立書を作成してもらっていると説明すれば、島民にも理解してもらえて有効なのですが、鹿児島家裁のホームページに申立書の書式の掲載がないため、電話による手続相談の際には、東京家裁や京都家裁等の先進的で充実している庁のホームページを紹介しながら、説明を行っているのが実情です。鹿児島家裁のホームページも充実してもらいたいと思っています。

鹿児島地家裁のホームページを御覧になられたことがある方はいらっしゃいますか。

鹿児島地家裁のホームページを見たことがありますが、そもそも内容としては最高裁の枠組みからはみ出してはいけないものと思っていました。

鹿児島地家裁のホームページは、シンプルな印象でした。たとえば、本日配布されたような手続に関するパンフレット等も掲載してはどうでしょうか。一般企業のホームペ

ージには、多くの方がアクセスすることを考え、興味を引くようにQ & Aのコーナー等を作って、こういうときにはどこに尋ねればよいというようなことが具体的に掲載されているので、裁判所のホームページにもそのようなコーナーを設けてはどうでしょうか。多くの方の目に触れるような、もっと入りやすくアクセスした人がクリックしやすいような、もっと柔らかい感じにしたらよいのではないかと思います。

裁判所というところは、どうしても刑罰を科すところというイメージがあり、どこの裁判所も地域のはずれにあるような感じがします。簡裁などの小さな裁判所はどこにあるのか場所が分からないところが多いと思います。最近では、裁判員裁判の看板等があり、裁判所の場所も分かるようになってきたようですが、裁判所の表示看板がないところもまだあったと思います。また、テレビ報道でも刑事事件の判決の報道はありますが、民事事件に関する報道は少ないと思いますので、どうしても裁判所は刑罰を科すところというイメージがあり、そのイメージを打破することが必要だと思います。弁護士会としても10年ほど前から検討してきているところです。

また、裁判官が常駐していない独立簡裁では、保全の申立てに行っても裁判官がいなくてすぐに手続を行うことができない場合があり、利用しづらく即効性がないことも問題だと思っています。

手続に関するチラシ等についてですが、市町村役場等にはあまり置いていないように思います。市町村役場にも市民サービスの一つとして裁判所のチラシ等を増やしていただきたいと思います。市町村役場は、行政に関しては取り組むけど、司法に関しては取り扱わないというような感覚があるように思われますので、そのような意識の改革が必要だと思います。

弁護士会も裁判所が利用しやすいようなことを提言したりしています。また、無料法律相談等を実施しており、今後も協力していきたいと考えています。

裁判所と市町村の窓口との連携について、何か御意見はありますか。

市町村との連携について、先ほどの説明にありました定型的な申立てについてのひな形の備置きを鹿児島県内全域に広めてもらえたらよいと思いました。地元の方々からす

れば、市町村は身近すぎて相談しにくいように感じます。例えば、鹿児島市は広く周辺の住民の方々は、支所には行かずに本庁に出向いて相談するような傾向も多少見受けられます。行政は、一般的に民事的なものについては相談を受けないので、そのようなところを裁判所にカバーしていただければ、もっと裁判所と行政との連携が取れるのではないかと思います。鹿児島市で毎月作成している「市民のひろば」という広報誌の「市民相談」のコーナーに記事を掲載することができます。また、「市民相談のご案内」というリーフレットには「民事事件手続・家事手続案内」として、鹿児島地方・家庭・簡易裁判所の電話番号を掲載しています。

また、チラシを市役所の待合所に置いて、相談に来られた市民に対し、相談先として紹介することもできると思います。同様に他の市町村等もチラシを持ち込めば、置いてくれると思います。裁判所と市町村が互いに補完するような形での連携は取りやすいと考えます。

チラシについて、現在は裁判所に置いているものがほとんどですが、裁判所以外にはどういうところに置いてあるのですか。

裁判所では、県内の市町村役場にチラシを窓口で相談を担当する方の手持ち資料として送付していますが、市町村役場の窓口で備え付けていただくほどのまとまった部数は送付できていないのが現状です。

今後検討していく必要があるかと考えます。また、市町村との連携ということで、こういう手続をするためにはこういう申立てができますということをもとめた申立てメニューを工夫したという説明がありましたが、補足することはありますか。

この申立てメニューというのは、家庭裁判所を利用する手続はたくさんあり、その申立てごとに、どこの裁判所に申し立てればよいのかという管轄のこと、裁判所を利用した場合の手数料である収入印紙や郵便切手等の費用のこと、申立てをするにあたってどのような書類を添付する必要があるかということについてまとめたものです。先ほど、裁判所と市町村役場との距離が離れていることを説明しましたが、市町村役場に相談に行った市民の方が市町村役場の担当者から裁判所で手続をするように説明を受けて、裁

判所に申立てに来られる場合、添付資料として戸籍謄本や住民票を準備しないまま来庁されたりすることが多く、もう一度市町村役場に戸籍謄本等を取りに行かないといけないという無用の負担が生じることがあります。そこでどの申立てにはどういう添付資料が必要かということを示しておけば、戸籍謄本等市町村役場で請求できるものについてあらかじめ準備することができ、市民の方に無用の負担を負わすことはないと考え、作成したものです。

鹿児島市役所では、裁判所の元職員を相談員として配置しているので、分からないときはその相談員に尋ねて対応していますが、このような申立てメニューがあれば、窓口対応の際に役立つと思います。

相談員の方々の手持ち資料として活用していただきたいと考えます。

離島や地域の弁護士に確認したところ、市町村役場だけでなく、弁護士にも相談が持ち込まれればよいところ、一番相談が持ち込みにくいところが弁護士事務所ではないかと思われているようです。弁護士費用がいくらかかるのかわからないということで、離島や地域の住民からは弁護士事務所よりは裁判所の方が足を運びやすいと思われているようです。家庭裁判所の担当者が、手続についてできるだけ簡単に分かりやすく説明していただければ、裁判所も利用しやすくなるのではないかと思います。

経済的理由で弁護士を利用することができない方もいらっしゃるかもしれませんが、市町村役場及び裁判所の方でも弁護士費用はあまり高くないことを説明していただきたいと思います。弁護士は増えてきており、市町村役場と連携して無料法律相談を行ったり、徳之島にも法テラスを設置するよう働きかけをしているところです。

弁護士に対するアクセスについても御意見が出ましたが、ほかにいかがでしょうか。

先ほど紹介しました「市民のひろば」という広報誌の「市民相談」のコーナー及び「市民相談のご案内」のリーフレットの市役所以外の各種相談のコーナーに弁護士会の法律相談も紹介しています。市町村役場と弁護士会の連携についてもこのように紹介していく必要があるかと思います。広報誌は毎月1回発行していますので、裁判所及び弁護士会の相談等について、広報誌を利用していただければ効果があると思います。

広報誌は各戸に届けられ、いつでも読むことができるので、広報効果があると思われる。法律相談の話が出ましたが、鹿児島市の市民相談センターで月12回、谷山支所で月4回弁護士会による法律相談が行われていることが「市民相談のご案内」に紹介されています。

市民相談センター及び谷山支所で行う法律相談は無料で行っています。

弁護士会では有料で法律相談を行っています。しかし、今は市町村で行う法律相談などほとんどが無料で行っているため、無料法律相談を行うことを検討しています。このごろ、特に離島では、投資話等の被害に遭う事案がたくさんあり、被害に遭う前にできるだけ相談してもらえるように検討しています。市町村役場とも連携して無料法律相談を行う機会を増やしています。裁判所の方では事後的に解決する手立てはありますが、事前に紛争を防ぐ方法も検討していただきたいと思います。

裁判所に紛争解決を持ち込むことも必要だと思いますが、裁判所は中立的な立場で対応しないといけないため、手続相談の範囲で教示することしかできないので、弁護士に相談するのがよいと思います。費用がない人に対しては、法テラスの法律扶助制度が利用でき、多くの方が救われるようになってきています。

教員の立場から考えると、もっと早い段階で頭の柔らかい子供達に対して、裁判についてどのように理解させたらよいのかということをおもいました。この地家裁委員会に出席させていただいて、いろんな資料をいただき、これまで見過ごしていたもの、知らなかったものがあったので、自分なりにまとめて、子供達が卒業するころに、裁判所の利用に関するハンドブックのようなものを与えられないかと思っています。離島においては、中学校を卒業すると多方向へ進路が分かれますので、高校段階ではなく、中学校を卒業する頃に与えられないかと思っています。また、裁判所から出前講座等で教育現場に来ていただいて指導していただくのもよいのですが、私達教師自身の勉強のためにも、模擬裁判のようなシナリオ等を提示していただけたら、学校教育にも活かしていけるのではないかと思いました。閉鎖的な地域においては、大人になると人間関係が固定してしまうので、その前の早い段階に偏見を持たないような法教育をすべきであると思いまし

た。

子供達に早い段階から裁判所を身近に感じてもらうために何ができるかというよい御意見をいただきました。学校の先生方が集まれるような研修等において、裁判所のことを説明するようなことも考えていきたいと思います。

検察庁にも支部があり、以前、支部長検事をしていたときに、裁判員裁判の広報をするために地元の短大に講義をさせてもらいたいと申し入れに行き、トラブルに対して法律を利用して解決できるプロセスがあるということを90分枠で講義したところ、大変関心をもって聞いてくれました。出前講座等について、検察庁にも申し込んでいただければ、講師を派遣したいと思います。

より利用しやすい裁判所を目指してという名瀬支部の離島における取組は、そのアイデアを聞いて、感動しました。私が支部にいた際に、タウン誌に裁判員裁判について、連載させてもらうよう申し込んだら、無料で1000文字の枠で20回連載をすることができました。第1回のテーマは、刑事事件と民事事件の違いが分かりますかというテーマにしたところ、ものすごく評判になりました。検察庁をはじめ裁判所も弁護士会も自分達の売り込みが下手だと思imasるので、その点を反省して、もっと売り込むべきだと思います。より利用しやすい裁判所を目指すのであれば、いろんなアイデアを活かして取り組んでいただきたいし、検察庁としても協力していきたいと思っています。

事前に資料としてパンフレットを送付していただきましたが、大変分かりやすく作られており、こういう手続があるのだ、こういう相談ができるのだということが分かりました。これらのパンフレットをホームページに掲載して、書式等をダウンロードして利用できるようにしたら、便利になると思います。

パンフレットの中には既にホームページに掲載されているものもあるようです。

裁判所との連携については、短期的に考えると市町村役場の相談員との連携、長期的に考えると学校教育との連携があると思います。当然、学校でも司法のことは教えますので、その際に、先生方にも理解して利用していただくように、このような分かりやすい資料等をダウンロードできるようにしていただきたいと思いました。

大学の教員の立場から申し上げますと、法政策学科において法律論を教えているものの、実務の場面で実際にどのように使っていくか、学生にイメージさせることが非常に難しい部分があります。裁判所、検察庁及び弁護士会の実務家において、実務の場で実際にどのように法律が使われるかについて、出前講座をしていただきたいと思います。

また、学生のサークルにおいて、毎月1回無料法律相談会のようなものを行っていますので、裁判所で解決できる問題と裁判所で解決できない問題等について、裁判所、検察庁及び弁護士会の実務家の方から指導していただけたら、どこに相談に行ったらよいのかという筋道を立てるくらいであれば、学生も理解できて無料法律相談会での相談にもきちんと応じることができると思います。

以前名瀬市に住んでいましたが、当時は裁判所の名瀬支部の場所は分かりませんでした。地域のことを一番分かっているのは、民生委員の方だと思うので、民生委員の方々との連携も必要だと思います。裁判所の窓口で説明されたことを理解した上で話すことができないような相談者もいるので、リーフレット等の充実は必要だと思います。

裁判所に車が停めてあると裁判所に行っていることが他人にすぐに分かってしまうというような奄美独特の土地柄があることを、裁判官にも理解していただきたいと思います。

広報誌等への連載記事について、奄美市の市政だよりに来年から連載することになりました。裁判所としては、困ったことを解決するために裁判所の手続を利用していただきたいと考えていますので、各職場の担当者が自分達の仕事の紹介をするような形で手続について説明するように検討しています。

また、来年の1月に奄美市の大島高校の1、2年生を対象に総合学習の50分授業を利用して、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官が出向いて、裁判所の説明を行うことにしています。

予定していた時間が参りましたので、これで協議を終了させていただきます。本日は、貴重な御意見を伺うことができました。今後の取組の参考にさせていただきます。